

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和3年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値	
1	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	① 男女共同参画プランの広報・普及	△	窓口、セミナー等開催時にプラン冊子、チラシ等を配布した。その他、コロナ禍のため講演会等が中止となる影響もあったが、その関係機関・団体への通知等の際に、チラシ・冊子などを同封して約500枚配布した。	セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布	リーフレット等配布数 1000枚	セミナー・成人式等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布	リーフレット等配布数 1000枚	人権課
2	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	② 講演会・講座など研修の開催	○	経営者向け女性活躍推進セミナーを開催。(2回シリーズ) 【日時】令和3年11月13日(土) 令和3年12月 4日(土) 【場所】三豊市役所西館大会議室 【講師】社会保険労務士(高松太田労務士事務所代表)谷川 由紀 氏 【演題】 第1回:なぜ、女性活躍が必要なのか? 第2回:働き方改革の必要性～女性活躍を進めるために必要なこと～ 【参加者数】のべ43名 新型コロナウイルス感染状況を鑑み、人数を縮小し、2回シリーズで開催した。対象を経営者向けに絞ったため、参加人数は目標に達せなかったが、受講者からは好評であった。	経営者向け女性活躍推進セミナーの開催(2回)	セミナー参加者数 30名×2回	経営者向け女性活躍推進セミナーの開催	セミナー参加者数 50名	人権課
3	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	③ 家庭・地域・職場における固定的役割分担の見直しに関わる啓発	○	広報みとよ9月号でアンコンシャス・バイアス(無意識な偏見)をテーマとしたコラムを掲載し啓発を行った。また、働き方改革をテーマに男女の役割分担についてセミナーを行った。	広報、女性活躍推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。	セミナー参加者数 30名×2回	広報、女性活躍推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。	広報掲載 1回	人権課
4	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	④ 「男女共同参画週間」にあわせた啓発事業の実施	○	広報みとよ6月号、ホームページに概要を掲載し、また、各支所にポスター掲出やチラシを配布し、周知啓発を行った。みとよ未来図書館と共催で6月1日～13日まで企画展を行い、パネル、ポスターの掲出及びチラシや啓発物品を配布した。	広報やホームページにて、週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。	広報掲載 6月号に1回掲載	広報やホームページにて、週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。 図書館と共催し、企画展を行う。	広報掲載 6月号に1回掲載 6月に開催	人権課
5	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	⑤ 高校生に対する意識啓発	○	若年層の性暴力被害予防月間についてホームページで周知した。また、高校生へのアンケートを実施した際、設問内容を工夫し、意識啓発を行った。	AV出演強要・JKビジネス問題等への意識啓発・情報発信を行う	広報、HP掲載 4校×2回	若年層の性暴力被害予防月間(4月)等に広報、ホームページを活用し、若年層への意識啓発・情報発信を行う	広報、HP掲載 1回以上	人権課
6	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進	⑥ 市民団体等が行う男女共同参画推進事業に対する支援	△	三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金交付を1団体に行った。また、男女共同参画推進ネットワーク会議への補助、活動支援を行った。	三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	補助団体数 3団体	三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	補助団体数 3団体	人権課
7	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	① 情報、資料提供の場の設置	○	国や県の資料、事業等についての情報提供をホームページで行った。(6月と11月に更新)	国や県等の情報について、ホームページで広く周知する。	HP更新回数 2回	国や県等の情報について、ホームページで広く周知する。	HP更新回数 2回	人権課
8	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	② 市ホームページや広報誌・パンフレットなどによる情報提供	○	広報みとよにて「目指せ男女共同参画社会(No.79～84)」の掲載、ホームページにて各種情報提供を行った。	広報やホームページでの男女共同参画コーナーの充実・国や県などのパンフレット等の配布。	広報掲載 3回以上	広報やホームページでの男女共同参画コーナーの充実・国や県などのパンフレット等の配布。	広報掲載 3回以上	人権課
9	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	③ 市民団体が行う情報発信の支援	×	加入団体等のイベントは新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、縮小するところが多かったため、周知することができなかった。	三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等の情報収集及び周知	情報発信 2回以上	三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等の情報収集及び周知	情報発信 2回以上	人権課
10	I 意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(2) 情報の収集・提供	④ 男女共同参画に関するライブラリーの充実(DVD・資料などの収集)	○	図書資料(一般書・児童書あわせて73冊)を購入、市内6館1室に配架	DVD・資料などの整備状況について確認し、必要に応じて購入する	担当館にてDVDや資料の購入 1冊以上	男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら購入に努める。	視聴覚資料及び書籍の購入 50冊程度	生涯学習課(図書館)
11	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	○	自分の生き方を考えるきっかけとなるキャリア教育の視点から、道徳や学活の授業を各校年3回以上行った。	視野を広く持ち、多様な選択肢の中から自らの生き方を考えるきっかけとなるキャリア教育の実施	授業の実施 年間3回以上	将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができることをめざすキャリア教育の実施。	授業の実施 年間3回以上	学校教育課
12	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	① 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進	○	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念を払拭し、遊びや活動のグループ分け、ボール等の色の選択など個人の思いを最優先した。例えば、ボール・ピアノカ容器など、赤、青に分けていたものは止め、それぞれに選んでもらっている。	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念にこだわらない指導に取り組む。	児童に対する指導 随時	日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念にこだわらない指導に取り組む。	児童に対する指導 随時	保育幼稚園課
13	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	② 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進	○	・男女混合名簿の作成が進んだ。 ・男女平等の視点から行事や委員・係等の役割分担を行っている。	男女混合名簿の作成など、男女平等の視点に立った環境整備や、行事等での役割分担の推進	職員研修 1回以上	男女平等の視点に立った環境整備や、行事等での役割分担の推進。	職員研修 1回以上	学校教育課
14	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	③ 地域の大学と連携した男女共同参画の推進	△	学生1名の参加に留まったが、昨年度の参加無しからは改善した。実施期間R3.4.1～R4.3.31	インターンシップ協定を今年度も締結した。一人でも多くの学生に参加してもらうように、募集案内を作成して、周知していく。	-	四国学院大学とインターンシップ協定を今年度も締結した。一人でも多くの学生に参加してもらうよう、学生課・教授に依頼する。	-	子育て支援課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
15	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	④ 保育所・幼稚園のこども園への一元化の検討	○	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討した。 仁尾保育所・平石幼稚園を統合するため検討委員会等を開催し、R4.4.1仁尾こども園を開園した。 ・検討委員会:第1回10/13、第2回2/16中止 ・保護者・地元説明会:8/6、8/11中止 ・保護者代表者協議:2回(9/15、9/29)	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討する。	-	-	計画に基づき、段階的な一元化の実施に向け、広く現場の意見や状況把握に努め、検討する。	-	-	保育幼稚園課
16	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑤ 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及	○	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、「生活調べ」の結果を通して、家庭で一緒にできるような工夫した。 ・県等が作成したチラシの配布 ・「所長だより・園だより・クラスだより」に掲載	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭と一緒にできるような工夫をする。	保護者への啓発	年1回以上	教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭と一緒にできるような工夫をする。	保護者への啓発	年1回以上	保育幼稚園課
17	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑤ 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及	○	家庭科の授業を通じ、衣食住、保育等について家庭・地域の一員としての意識の高揚を図り、実践力育成に努めた。	家庭科の授業を通じ、家庭の仕事や地域の一員として進んで行う実践力の育成	授業の実施	年間1回以上	家庭科の授業を核として、家庭の仕事や地域の一員として進んで行う実践力の育成。	授業の実施	年間1回以上	学校教育課
18	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑥ 保護者を通じた男女共同参画の推進	×	新型コロナウイルス感染防止のため、保護者対象の講演会や研修会を開催できなかった。	保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	講演会や研修会の開催	年1回以上	保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	講演会や研修会の開催	年1回以上	保育幼稚園課
19	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑥ 保護者を通じた男女共同参画の推進	△	学校だより等により、男女共同参画意識の啓発を行った。(年1回以上)	学校で取り組んだ内容の学校だより等での発信。 個性や能力を活かしたPTA活動の実施。	学校だより等掲載	年間2回以上	学校で取り組んだ内容の学校だより等での発信。 個性や能力を活かしたPTA活動の実施。	学校だより等掲載	年間2回以上	学校教育課
20	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進	⑦ 学校における男女共同参画の推進	○	性差なく、ともに協力し、児童生徒主体となる学級活動や学校行事等を実施した。	児童生徒に対し、男女が協力して学級や学校での生活を充実・向上させるための行事や活動の実施。	運動会・文化祭・生徒会選挙等行事の実施	3回以上	性差なく、男女がともに協力して学級や学校での生活を充実・向上させるための行事や活動の実施。	運動会・文化祭・生徒会選挙等行事の実施	3回以上	学校教育課
21	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	① 男女共同参画研修への男性参加の推進	○	経営者向け女性活躍推進セミナー 男性参加者数のべ13名(30.2%)(全体のべ43名) 新型コロナウイルスの感染拡大により、他市町での講演会の開催が縮小したため、十分に紹介できなかった。	男性にも参加しやすいセミナー等の企画、他市町での講演会の紹介	男女共同参画に関するセミナー等の男性参加者数	30名(150名の内20%)	男性にも参加しやすいセミナー等の企画及び周知	男女共同参画に関するセミナー等の男性参加者数	男性参加者が参加者数の20%以上	人権課
22	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	① 男女共同参画研修への男性参加の推進	○	コロナ対策により中止となった講座もあったが、公民館活動の中で、料理教室の企画や、合唱・読み聞かせ等男性の参加を推進する幅広い内容の講座の企画・運営が行えた。	男性を対象とした公民館講座等を企画・開催し、男性の参加を推進する。	男性対象の公民館講座の開催	2回以上	男性を対象とした公民館講座等を企画・開催し、男性の参加を推進する。	男性対象の公民館講座の開催	2回以上	生涯学習課
23	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	② 各種団体への情報提供	○	男女共同参画週間、日本女性会議2021in甲府、香川県女性リーダー養成講座などの国や県等で行われているイベントについて、関係機関や団体等へ情報提供を行った。	県や国からの情報を積極的に団体へ提供する。	情報発信	3回以上	県や国からの情報を積極的に団体へ提供する。	情報発信	3回以上	人権課
24	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	② 各種団体への情報提供	○	毎年高瀬町公民館で開催していた、男女共同参画講演会はコロナの影響を受け中止となったが、県や国からの啓発ポスターを施設内に掲示し、情報提供に努めた。	ポスターの掲示を行ったり、男女共同参画講演会等の参加を公民館活動の中で行う。	男女共同参画に関する公民館行事の開催	1回以上	ポスターの掲示を行ったり、男女共同参画講演会等の参加を公民館活動の中で行う。	男女共同参画に関する公民館行事の開催	1回以上	生涯学習課
25	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	③ 世代間交流を含めた青少年の生涯学習の充実	○	子ども会では、「子ども広場」を年間3回開催(うち2回はコロナ禍で未実施)し、男女を問わず交流活動の場を提供している。町子連活動や校区子連活動には育成者の参加があり、世代間交流の場としても機能している。	子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進する。	世代間交流のある活動	1回以上	子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進する。	世代間交流のある活動	1回以上	生涯学習課
26	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	④ 図書館における男女共同参画に関する啓発	○	みとよ未来図書館で男女共同参画に関する企画展示として、行事名:「男女共同参画社会inみとよ未来図書館」を人権課と共同開催(期間:令和3年6月1日～6月13日)	男女共同参画に関する本の展示・貸出を行う。	担当館にて展示の実施	1回以上	みとよ未来図書館において、人権課と共同で男女共同参画展を開催し、行政課題の発信・啓発を図る。	男女共同参画週間のある6月期に開催	認識度等醸成のため展示図書は貸出可とする。	生涯学習課(図書館)
27	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	① 教育関係者の男女共同参画の意識の向上	○	・校内研修や校務分掌において、各自の個性や能力を活かせるよう。 ・職員研修として、人権教育指導員による人権教育に関する指導を実施している。 ・児童生徒一人一人の個性や能力を尊重した個別最適な学びを推進している。	個性や能力を活かせる校務分掌等の役割分担。 男女共同参画意識を高めるための研修の実施。	職員研修	1回以上	個性や能力を活かせる校務分掌等の役割分担。 男女共同参画意識を高めるための研修の実施。	職員研修	1回以上	学校教育課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
28	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	② 男女共同参画を推進する教材の選定	○	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用した。紙芝居には、「ふわふわことばとげとげことば」「だからおいしい」「八丁岩のこだぬき」など8作品ある。	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用する。	紙芝居の活用	年1回以上	保育士自身が意識をもち、日々の保育の中で、作成した「紙芝居」を活用する。	紙芝居の活用	年1回以上	保育幼稚園課
29	I 意識の改革	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(3) 教育関係者への意識改革	② 男女共同参画を推進する教材の選定	○	学級担任、図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画にふさわしい教材の選定を行っている。	「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関係する教材の選定	-	-	「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関係する教材の選定。	-	-	学校教育課
30	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(1) 政治への女性参画の拡大	① 議会だより・ホームページや議会中継による啓発	○	女性を含めた全市民を対象に「市民に開かれた議会」を目指し、各媒体で情報発信等の啓発活動を行った。 ・議会だよりを4回発行 ・定例会議録、政務活動費等をHPに掲載 ・本会議及び予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継等	本会議、予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継	中継割合	100%	本会議、予算・決算特別委員会のインターネットライブ中継	中継割合	100%	議会事務局
31	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(1) 政治への女性参画の拡大	② 新成人に向けた啓発も含めた選挙投票の推進	△	成人式会場でのパンフレット配布はできなかった。(女性選挙管理委員1名)	成人式において、新成人に政治選挙にかかるパンフレットを配布する。(女性選挙管理委員1名)	新成人	500名	成人式において、新成人に政治選挙にかかるパンフレットを配布する。(女性選挙管理委員1名)	新成人	500名	総務課
32	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	① 各種審議会・委員会に占める女性の比率の公表と女性委員登用の呼びかけ	○	広報みとよ2月号にて市内の女性委員比率を公表(割合:23.2%)。女性委員を増員するよう審議会等に委員登用の呼びかけを実施。	各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけ及び女性委員比率の広報での公表	審議会等の女性委員の割合(令和3年度)	28%	各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけ及び女性委員比率の広報での公表	審議会等の女性委員の割合(令和4年度)	30%	人権課 全庁各課
33	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	② 特定事業主行動に基づく取組の推進	○	男性の育児休業取得促進について周知を行い、希望者に対し個別相談を実施した。(相談実績3件) 夏季休暇の取得状況を市内に周知し、取得推進を図った。また、時差出勤や在宅勤務の整備を行い、職員への周知・推進を図った。	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、休暇や育児休業の推進、時差出勤、在宅勤務等の制度の整備を行う。	年次有給休暇、特別休暇の取得推進	情報発信3回以上	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、休暇や育児休業の推進、時差出勤、在宅勤務等の制度の推進を行う。	年次有給休暇、特別休暇の取得推進	情報発信3回以上	人事課
34	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	③ 職員に対する人材育成、研修の実施	○	「女性リーダー養成研修」として、副主任～課長補佐級の女性職員を対象に、将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図ることやスキルアップを目的に研修を行った。(R3.11.29に実施)	女性管理職の推進に向けた研修の実施	課長補佐、主任級の女性職員	1回以上	企画・立案能力、コミュニケーション能力向上、ハラスメント防止等の能力・資質向上を図る研修を実施する。	全職員の能力・資質向上を目指した研修の実施	全体研修6回 幹部研修5回	人事課
35	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	③ 職員に対する人材育成、研修の実施	△	県が行う講演会等も新型コロナウイルス感染拡大により縮小されているため、周知回数には少ないが、セミナー等(香川県女性リーダー養成講座など)について、随時市内掲示板等で周知を行った。	国・県等が実施する事業を市内で周知する。	市内への周知	3回以上	国・県等が実施する事業を市内で周知する。	市内への周知	3回以上	人権課
36	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	④ 女性職員の管理職への登用の推進	○	新たに女性管理職2名(再任用含む)を管理職へ登用し、女性の管理職割合は20.7%となった。	人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を行い、登用に繋げていく。	女性管理職	R2年度実績18.9%以上	人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を行い、登用に繋げていく。	女性管理職	R3年度実績20.7%以上	人事課
37	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(2) 行政機関における女性参画の推進	⑤ プロジェクト参画への推進	○	政策的部署に若手女性職員の配置を行った。(R3.4.1時点:8名/政策部:40名(再任用・会計年度任用職員・外部人材除く))	政策的重点施策セクションに継続的に若手女性職員を配置し、女性目線の提言を受け住みやすいまちづくりを推進する。	政策的部署への女性職員の配置	継続	政策的重点施策セクションに継続的に若手女性職員を配置し、女性目線の提言を受け住みやすいまちづくりを推進する。	政策的部署への女性職員の配置	継続	人事課
38	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(3) 企業や団体における女性参画の推進	① 性別にとらわれない採用・配置・昇進の促進の啓発	○	国・県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国・県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
39	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(3) 企業や団体における女性参画の推進	② ポジティブ・アクションの促進	○	女性の活躍推進法特集ページ、県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等を紹介している。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等を紹介する。	HP更新回数	2回以上	内閣府 男女共同参画局、厚生労働省 女性の活躍推進法特集ページ等のホームページを紹介する。	HP更新回数	2回以上	人権課
40	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	① 女性にも配慮した相談窓口の設置	○	支所災害対策本部の住民班において女性職員を配置している。	災害発生時の相談窓口女性職員を配置する。	-	-	災害発生時の相談窓口女性職員を配置する。	-	-	危機管理課
41	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備	○	自主防災組織に女性役員の登用を促し、女性の役割分担を行った。	自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	女性役員登用の自主防災組織の割合	50%	自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	女性役員登用の自主防災組織の割合	50%	危機管理課
42	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	③ 女性消防団による活動の推進	○	市内の講習会等(4回)に参加し、市民等への防災意識の向上に努めた。	各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。	市や自主防災組織主催訓練への参加	2回	各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。	市や自主防災組織主催訓練等への参加	2回	危機管理課
43	II 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	④ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大	○	市防災会議委員に概ね30%の女性委員を委嘱し、市地域防災計画等の策定に女性の視点による意見をいただくこととしている。	市防災会議委員に女性を委嘱する。	女性委員の割合	30%	市防災会議委員に女性を委嘱する。	女性委員の割合	30%	危機管理課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
44	Ⅱ 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	① 地域で働く女性のネットワークづくり	○	ネットワークづくりのための研修事業は実施できなかったが、ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かしている	ネットワークづくりのための研修事業等を実施する。	研修事業	1回以上	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、ネットワークづくりにつなげる。	ヒアリング・事業者交流会	1回以上	産業政策課
45	Ⅱ 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	② 自治会等地域役員への女性参画の推進	○	窓口に啓発チラシを設置した。	窓口にリーフレット設置、地域活動団体へ啓発リーフレット、グッズを配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)	7団体	窓口にリーフレット設置、地域活動団体へ啓発リーフレット、グッズを配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)	7団体	地域戦略課
46	Ⅱ 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(5) 地域における女性の地位向上と参画の拡大	③ 地域活動におけるリーダーの育成	◎	かがわ男女共同参画推進員は、男女共同参画推進ネットワーク会議の幹事として会員とともに各種活動を実施した。(参加率95%)	かがわ男女共同参画推進員について、男女共同参画事業への積極的な参加を呼びかける。	推進員の男女共同参画事業参加率	70%	かがわ男女共同参画推進員について、男女共同参画事業への積極的な参加を呼びかける。	推進員の男女共同参画事業参加率	70%	人権課
47	Ⅱ 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(6) 地域おこし・まちづくり・観光・文化等を通じた地域経済活性化の推進	① 女性の感性を生かした観光事業の推進	○	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かしている	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす	ヒアリング・事業者交流会	1回以上	ヒアリングや事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす	ヒアリング・事業者交流会	1回以上	産業政策課
48	Ⅱ 参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(6) 地域おこし・まちづくり・観光・文化等を通じた地域経済活性化の推進	② 歴史や文化を通じた女性の交流の場づくり	○	コロナ対策により中止となった講座もあったが、公民館活動の中で年間を通じ女性を対象とした様々な講座の企画・運営が行えた。	公民館活動の中で女性を対象とした講座の充実を図り、歴史探訪や文化講座等の企画・運営を行う。講座を通じ、交流の場を提供する。	女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催	2回以上	公民館活動の中で女性を対象とした講座の充実を図り、歴史探訪や文化講座等の企画・運営を行う。講座を通じ、交流の場を提供する。	女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催	2回以上	生涯学習課
49	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	① 学童保育(放課後児童クラブ)の充実	△	新型コロナウイルスの影響で研修が十分でなかった。予定していた回数を実施できなかった。6月7日31名、1月12日33名。合計64名の参加。	研修ではスキルアップとともに、幅広い見識を持てるようなプログラムを企画していく。	研修の案内を各クラブに周知する。	120名	コロナウイルス感染予防対策をとって研修を実施する。研修ではスキルアップとともに、幅広い見識を持てるようなプログラムを企画していく。	研修の案内を各クラブに周知する。	120名	子育て支援課
50	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	② 育児相談事業の充実	△	新型コロナウイルスの影響で発達支援教室は7回(4・6・7・10・11・12月)の開催となった。就学前個別相談96回、就学後個別相談6回と予定通り行った。つどいの広場利用自粛期間があり、育児相談は21回にとどまる。	コロナの感染拡大状況をみながら発達支援教室、個別相談は予定通りに実施。小学生の個別相談も実施。つどいの広場での育児相談は見合わせ中。	発達支援教室 個別相談 育児相談	21回 106回 36回/年	コロナウイルス感染予防対策をとって予定通り実施する。発達支援教室については内容を再検討し月に1回の開催とする。	発達支援教室 個別相談 育児相談	12回/年 92回/年 36回/年	子育て支援課
51	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	③ 地域子育て支援拠点事業の充実	△	新型コロナウイルスの影響で、利用自粛したこともあり、イベント等が開催できず、利用者数が伸び悩んだ。オンラインによる意見交換会等を一部開催し、交流を図った。	新型コロナウイルスの関係で開催が難しい可能性があるが、3密を避ける工夫をしながら、できる限り意見交換及び交流等を実施する。	-	-	ニーズに応じた取り組み、イベントなどの内容を充実させるため、交流等により情報共有を行い、支援に繋げていく。	-	-	子育て支援課
52	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	④ ファミリー・サポート・センター事業の充実	○	事業開始後14年を超過し、会員数も1,000人を超え、利用件数も2300件を超えている。利用内容としては、学童保育や幼稚園・保育所、習い事等への送迎が多くを占めている。支援を担うまかせて会員養成講座は年間2回行う予定であったが、感染症対策のため、10月に1回の開催となった。	支援を担うまかせて会員の登録を増やすため、会報や広報、HP等で呼びかける。	会報、広報及びHP掲載	2回以上	支援を担うまかせて会員の登録を増やすため、会報や広報、HP等で呼びかける。	会報、広報及びHP掲載	2回以上	子育て支援課
53	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑤ 延長保育等の検討	○	民間保育施設2施設で延長保育を実施しており、各施設での保護者の様子や利用状況等を令和3年3月作成「みとよすく子育てサポートプランⅡ」の調査によるニーズを把握した上で、指導監査の際に聞き取りし、市民ニーズの把握に努めた。	民間保育施設での延長保育について、各施設での保護者の様子や利用状況等を職員に聞き取りし、市民ニーズの把握に努める。	-	-	民間保育施設での延長保育について、各施設での保護者の様子や利用状況等を職員に聞き取りし、市民ニーズの把握に努める。	-	-	保育幼稚園課
54	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑥ 市内保育所における保育士の確保	○	年度当初については、会計年度任用職員制度により離職率が減少し保育士不足が解消してきた。また、年度途中において産休代替等の職員募集については、職安等を利用し確保に努めた。	会計年度任用職員制度により離職率が減少し、保育士不足が解消しているため、三豊市保育士確保・定住促進事業についてR3年度予算計上していない。	-	-	会計年度任用職員制度により離職率が減少したため、三豊市保育士確保・定住促進事業は中止している。しかし、産休代替等の年度途中における職員確保が必要なため、今後も職安等に働きかけ保育士確保に努める。	-	-	保育幼稚園課
55	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(1) 子育て支援の充実	⑦ 地域と子ども、子ども同士のふれあい事業の推進	○	こどもの居場所づくり活動者へ支援情報を随時提供。定期的な勉強会の他、オンラインによる活動紹介を実施。コロナ禍でも工夫しながら継続した活動ができています。新たな居場所づくり活動も増やすことが出来た。	こどもの居場所、子育てサロンの実施について新型コロナウイルス禍での工夫した取り組みの紹介やオンラインを活用して研修を実施するなど、継続できるよう支援する。	情報交換会	2回以上	継続した取り組みが続けられるよう助成金等による支援を含め、各種支援情報提供や交流の場をもつ。また、支援を必要とされる家庭と既存の活動先とを繋ぐ機能を強化する。	情報提供、助成金の活用	随時	福祉課 (社会福祉協議会)
56	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(2) 介護・看護・介助者支援の充実	① 地域包括支援センターや高齢者介護サービスの充実	○	地域包括支援センター1ヶ所とランチ1ヶ所を設置しており、住民の身近なところで相談を受けられる体制を整備している。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施(新型コロナウイルス感染防止のため84回中40回中止)。その他、電話等の個別相談には随時対応した。相談件数は、延べ2,893件であった。	住民の身近なところで相談を受けられる体制整備を行う。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施。電話等個別相談については、随時対応する。	高齢者あんしん相談の実施 随時相談の実施	毎月7回 (市内7ヶ所) 随時対応	住民の身近なところで相談を受けられる体制整備を行う。高齢者あんしん相談を毎月7ヶ所実施。電話等個別相談については、随時対応する。	高齢者あんしん相談の実施 随時相談の実施	毎月7回 (市内7ヶ所) 随時対応	介護保険課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
57	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(2) 介護・看護・介助者支援の充実	② 男女が協力して介護を行うための意識啓発の推進	△	介護家族教室は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。介護支援専門員が訪問や電話等で随時対応した。	委託先に家族介護教室について、男女問わず参加できるよう周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼する。介護支援専門員を通して、介護者に意識啓発を行う。	在宅介護者数	140名	・委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるよう周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼する。 ・介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	在宅介護者数	140名	介護保険課
58	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	① 男性料理教室の開催	○	・フレイル予防等、あらゆる世代への講習会の実施。(感染症予防のため、料理教室は開催なし) ・食生活改善推進員養成講座に受講を呼びかけ、受講後、三豊市食生活改善推進協議会に入会。(普及活動を三豊市食生活改善推進協議会に委託)	生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を知ってもらう。	講習会	22回	生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を知ってもらう。	講習会	22回	健康課 (社会福祉協議会)
59	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	② 介護予防・家族介護教室の充実	△	保健師や社会福祉士、理学療法士等の専門職員による介護予防事業の実施。脳きり教室を5月から2月まで7ヶ所で実施(新型コロナウイルス感染防止のため70回中39回中止)。延べ309人参加。みとよ元気運動塾を毎月(8月休み)8ヶ所で実施(新型コロナウイルス感染防止のため88回中40回中止)。延べ814人参加。家族介護教室は、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。	保健師、社会福祉士、理学療法士の専門職員による介護予防事業の実施。家族介護教室を継続して実施。男女問わず参加できるよう周知する。	参加人数 脳きり教室 みとよ元気運動塾 家族介護教室	1,500人 2,200人 20人	・保健師、社会福祉士、理学療法士の専門職員による介護予防事業の実施。 ・家族介護教室の実施。 男女問わず参加できるよう周知する。	参加人数 脳きり教室 みとよ元気運動塾 家族介護教室	1500人 2200人 20人	介護保険課
60	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	③ 子育てに関する学習会の開催	○	乳幼児健診に子と来所する母、父、祖父母のいづれかに、家族みんなが協力して育児ができるよう、家庭の状況や子の月齢に応じた子育てに関する情報提供を、個別に丁寧に行うことができた。	健診時等に個別の対応で月齢に応じた子育てに関する情報を提供する。	-	-	乳幼児全戸訪問、健診時等に分かりやすい媒体を用い、個別の対応で月齢に応じた子育てに関する情報を提供する。	-	-	子育て支援課
61	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	④ 授業参観などへの参加の促進	○	新型コロナウイルスの感染防止のため、お父さん(お母さん)先生については実施できなかったが、保育参観については、密にならないよう実施期間の日数・時間を拡げ開催し、分散することで参加者増に努めた。	保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。また、対象を広げ祖父母などの参加を促していく。	-	-	保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。また、対象を広げ祖父母などの参加を促していく。	-	-	保育幼稚園課
62	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(3) あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画	④ 授業参観などへの参加の促進	○	オンラインを活用し、児童生徒の授業参加や保護者の行事等の参観が可能となるよう工夫を行った。	オンライン配信を活用するなど、誰でも授業・保育参観ができるような家族参観の実施。	授業・保育参観の実施	3回以上	オンラインを活用し、児童生徒や保護者による授業・保育参観ができるような参観の実施。	授業・保育参観の実施	3回以上	学校教育課
63	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(4) 地域活動や環境保全活動などへの参画促進	① ボランティア活動、市民活動団体の情報収集と発信	△	コロナ禍でボランティア活動が減少したが、広報誌やHPを活用してボランティア情報を発信し、併せてボランティア保険加入を促進した。また、各種助成や福祉セミナー等を行う中で情報収集や情報交換を行った。	ボランティア保険加入や各種助成事業、講座等を通して情報収集を行うとともに、広報しちふくやHPを使い、広く情報を発信する。	広報誌掲載及びHP更新	4回以上	ボランティア保険加入や各種助成事業、講座等を通して情報収集を行うとともに、広報しちふくやHPを使い、広く情報を発信する。	広報誌掲載及びHP更新	4回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
64	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(4) 地域活動や環境保全活動などへの参画促進	② ボランティア活動への参加促進	○	新たにボランティア活動の啓発として、福祉セミナーを開催。市内7か所にて実施。新たにボランティア登録者が増えた。	事業や講座終了後、希望者にはボランティア登録を促進する。また、ボランティアの参加申込にはインターネットも活用し、参加しやすい環境づくりを行う。	ボランティア情報更新	4回以上	各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動の啓発と登録者の増に繋げる。	ボランティア講座の開催	4回以上	福祉課 (社会福祉協議会)
65	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(4) 地域活動や環境保全活動などへの参画促進	③ 環境保全活動の情報発信と活動支援	○	・ボランティア清掃団体等へごみ袋の配布して支援を行った。	・ボランティア清掃団体等への支援及び周知による啓発 ・ダンボールコンポストのイベント配布等による周知及び推進	-	-	ボランティア清掃団体等へごみ袋の配布	ボランティア清掃団体	47団体	環境衛生課
66	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(5) 働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	① 家庭・地域生活と職業生活の両立を支援する事業所(ファミリーフレンドリー企業)の取り組みの紹介	○	厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介している。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介する。	HP更新回数	3回以上	人権課
67	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(5) 働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	② 企業や組織のトップに対し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進	△	経営者向け女性活躍推進セミナーを開催するにあたり、商工会を通じて周知していただいた。(参加者:43名) 新型コロナウイルスの感染拡大により、開催されるセミナー・講演会等の減少したため、十分に紹介することができなかった。	商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを紹介する。	情報発信	3回以上	県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会や、商工会等を通じて市内事業所に紹介する。	情報発信	3回以上	人権課
68	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(5) 働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	③ イクボスに関する情報の周知	○	厚生労働省のホームページで紹介している。	内閣府「女性応援ポータルサイト」、女性の活躍推進企業データベースホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	厚生労働省のホームページ等で紹介する。	HP更新回数	3回以上	人権課
69	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(5) 働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	④ 女性活躍推進法に関する情報の周知	○	女性活躍推進法の概要について、ホームページ等で市内事業所等に周知した。	女性活躍推進法の改正概要について、ホームページ等で市内事業所等に周知する。	HPで周知	1回	女性活躍推進法について、ホームページ等で市内事業所等に周知する。	HPで周知	1回	人権課
70	Ⅱ 参画の推進	4 家庭・地域生活と職業の両立支援	(5) 働く男女のワーク・ライフ・バランスの推進	⑤ 育児・介護休業の取得しやすい環境づくりの啓発	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標			令和4年度の取組内容・事業目標			担当課
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
71	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 女性の職業能力の開発	① 国や県など関係機関における講座情報の提供	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
72	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 女性の職業能力の開発	② ハローワークと連携した女性の職業能力開発への支援	○	ハローワークと連携して、UJ就職説明会や製造業企業説明会を開催することで能力開発支援につなげた。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	ハローワークと連携してUJ就職説明会等開催するとともに、啓発チラシの配布等積極的に行う。	情報発信	1回以上	産業政策課
73	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2) 職域の拡大と就業支援	① 再就職のための研修会に関する情報提供	○	三豊・観音寺合同就職説明会、創業塾、よろず支援拠点三豊サテライトを専用チラシ、広報誌、市HP等で周知した。	創業塾等の開催やハローワークの求人情報等を周知する。	情報発信	1回以上	三豊・観音寺合同就職説明会、創業塾、よろず支援三豊サテライトの開催等周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
74	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2) 職域の拡大と就業支援	② 非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針の広報・啓発	○	県、ハローワークと協力し、資料等を関係機関に頒布し周知に努めた。また、市HPを使用してハローワーク主催の就職説明会を周知するなど、雇用環境の向上につなげた。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
75	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(2) 職域の拡大と就業支援	③ 創業に関する支援	○	創業塾の開催、創業に関する相談窓口(よろず支援拠点、商工会等)、また、国及び県の創業に関する補助金等の情報を市HPに掲載した。(創業塾受講者:33名)	創業塾の開催	創業塾	2回 受講者40名以上	創業塾の開催	創業塾	2回 受講者40名以上	産業政策課
76	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3) 労働条件・環境の整備	① 「事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金」の周知		令和元年度で事業終了	令和元年度で事業終了	-	-	令和元年度で事業終了	-	-	子育て支援課
77	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3) 労働条件・環境の整備	② 労働に関する相談窓口の周知	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
78	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3) 労働条件・環境の整備	③ 市内における「一般事業主行動計画」策定の推進	○	経営者向け女性活躍推進セミナーを開催し、「一般事業主行動計画」策定についてもお話しいただき、資料を配布した。市役所内における男性職員の育児休業取得率 36.4%(該当者11名・取得者4名)	商工会等を通じて、一般事業主行動計画策定のためのアドバイザー派遣の情報提供を行う。	情報発信	3回以上	経営者向け女性活躍推進セミナーで資料を配布する。また、三豊市企業人権・同和推進協議会や、商工会等を通じて市内事業所に紹介する。	情報発信	3回以上	人権課
79	Ⅱ 参画の推進	5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(3) 労働条件・環境の整備	④ 市内におけるダイバーシティ対策に関する情報の発信	○	2022年1月より施行されたファミリーシップ宣誓制度周知ポスターを作成し、市内自治会長や企業等に広く配布した。また、施行日にあわせて、LGBTの象徴とされるレインボーフラッグを掲揚し、広報1月号に掲載した。	LGBTをはじめとしたマイノリティに対し、理解ある市役所であることを広報やポスター等で周知する。	広報掲載	2回以上	さまざまなマイノリティを含む、多様な人材を積極的に活用できるように、市民に広報やホームページ、ポスター等で周知する。	広報、HP掲載	2回以上	人権課
80	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	① 農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施	×	令和2年国勢調査で把握したが分析等できなかった。	令和2年国勢調査結果の分析	-	-	令和2年国勢調査結果を分析	-	-	産業政策課
81	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	① 農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施	○	農林業センサスデータで把握	農林業センサスデータで把握	随時	随時	農林業センサスデータで把握	随時	随時	農林水産課
82	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	② 男女共同参画に関する学習機会の提供	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	男女共同参画セミナーを周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
83	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	② 男女共同参画に関する学習機会の提供	△	アグリティセミナー(9/1 5名)	各種研修会・講習会への参加	参加者数	延べ20名	各種研修会・講習会への参加	参加者数	延べ20名	農林水産課
84	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	③ 農山漁村女性リーダーの育成	×	次世代の農業をリードするアグリティ活動展(コロナのため中止)	各種リーダー研修会・講習会への参加	参加者数	延べ5名	各種リーダー研修会・講習会への参加	参加者数	延べ5名	農林水産課
85	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(1) 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	④ 漁協女性部に対する各種行事への参加呼びかけ	×	三崎女性部(コロナのため中止)	女性部が結成されている漁協に対し、女性が主となる行事への参加を呼びかける	制度改正の周知	随時	女性部が結成されている漁協に対し、女性が主となる行事への参加を呼びかける	制度改正の周知	随時	農林水産課
86	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	① 専門家による経営等への指導、助言	○	よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口の関係記事を市HP上で掲載するとともに、関係チラシを頒布した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口を市HP上で積極的に周知するとともに、国、県等の啓発チラシを頒布する。	情報発信	1回以上	産業政策課
87	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	② パートナリシップ経営の確立	○	家族経営協定の締結(2経営体)	家族経営協定の推進	家族経営協定	1経営体	家族経営協定の推進	家族経営協定	1経営体	農林水産課
88	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	③ 家族経営協定などを活用した営農活動の充実	◎	家族経営協定の提携津(2経営体)令和3年度 75経営体	家族経営協定の推進	家族経営協定	1経営体	家族経営協定の推進	家族経営協定	1経営体	農林水産課
89	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	④ 経営の多角化に向けた女性起業活動の促進	×	農業女子交流会(コロナのため中止)	各種交流会への参加	参加者数	延べ20名	各種交流会への参加	参加者数	延べ20名	農林水産課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課	
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値		
90	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	⑤ 地域の方針決定過程への女性登用支援	○	人・農地プラン検討会に女性いんの起用(4名、コロナのため書面開催)	人・農地プラン検討会に女性委員の起用	女性委員 4名	人・農地プラン検討会に女性委員の起用	女性委員 4名	農林水産課	
91	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(2) 方針決定や経営への女性参画の推進	⑥ 女性の認定農業者への誘導の推進	×	アグリレディンポジウム(コロナのため中止)	各種研修会・講習会への参加	参加者数 5名	各種研修会・講習会への参加	参加者数 5名	農林水産課	
92	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	① 女性起業グループなどの交流促進	△	みとよ若嫁ファーム活動を年間1回行った。(9/1実施)	みとよ若嫁ファーム活動	活動支援 随時	みとよ若嫁ファーム活動	活動支援 随時	農林水産課	
93	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	② 集落営農や消費者交流活動の取り組み支援	○	生活研究グループで地元産農産物を活用したレシピを考案	生活研究グループ活動	活動支援 随時	生活研究グループ活動	活動支援 随時	農林水産課	
94	Ⅱ 参画の推進	6 農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	③ むらの技能伝承士等の活用による技術の伝承支援	○	・収穫体験(ブドウ:高瀬町5小学校9/6~9)	小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術伝承を実施	活動支援 随時	小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術伝承を実施	活動支援 随時	農林水産課	
95	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	本庁及び各支所、市内施設において、毎月1回人権擁護委員による人権相談を実施。広報等でも周知を行った。	人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介。	HP更新回数 2回以上	人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介。	相談事業 広報掲載 月1回 1回以上	人権課	
96	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施した。(新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設使用制限期間中を除く。)	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施する。	毎月開催(コロナ感染症対策のため中止の場合がある。)	7箇所×基本毎月	本庁及び各支所で行政相談委員による行政相談を実施する。	毎月開催 7箇所×基本毎月	総務課
97	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進	○	民生委員児童委員が概ね月1回、心配事相談を各支所単位で実施した。コロナ禍で実施が困難な時期は電話による相談に切り替え、実施した。	民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	相談事業 年1回以上	民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	相談事業 年1回以上	福祉課	
98	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	② 公的年金制度の周知・加入促進	○	パンフレット・ポスター・「広報みとよ」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内を行った。	パンフレット・ポスター・「広報みとよ」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内。	広報掲載 6回	パンフレット・ポスター・「広報みとよ」等による周知啓発及び加入についての情報提供や説明案内。	広報掲載 6回	市民課	
99	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	③ 健康づくりに関する情報提供	○	広報「みとよ」(毎月掲載)、防災無線、チラシの配布、三豊市ホームページ、対象者への案内通知などにより情報提供を実施。	・広報みとよへの掲載 ・防災無線 ・チラシ配布 ・ホームページ更新 ・対象者への案内通知	・検診開始前及び期間中にHP更新 ・その他周知 2回以上 1回以上	・広報みとよへの掲載 ・防災無線 ・チラシ配布 ・ホームページ更新 ・対象者への案内通知	1.検診開始前および機関中にホームページ更新 2.その他周知 2回 1回以上	健康課	
100	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	④ 隣保館相談業務の推進	○	生活相談等を隣保館職員が随時対応している。また、隣保館職員相談員研修等各種研修を積極的に受講した。	職業相談や健康相談の継続的な実施、隣保館職員のスキルアップのための研修の受講呼びかける。	相談業務の研修参加 1名×3館	職業相談や健康相談の継続的な実施、隣保館職員のスキルアップのための研修の受講呼びかける。	相談業務の研修参加 1名×3館	人権課	
101	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	⑤ 認知症の方や家族の方の場づくり	△	認知症カフェを認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが気兼ねなく相談できる場として4ヶ所で12回実施。参加者数は延べ64人であった。認知症の本人と家族のつどいは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。オンライン会議システムを利用し、講演会&茶話会を実施し、12名の参加があった。	・認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気兼ねなく集い、相談できる場として認知症カフェを実施。 ・認知症の本人、家族の会を開催。認知症の本人同士の交流や家族同士の情報交換などを行う。	認知症カフェの実施 認知症の本人、家族の会の実施 毎月5回(市内5ヶ所1回ずつ) 年4~5回実施	・認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気兼ねなく集い、相談できる場所として認知症カフェを開催。 ・認知症の本人、家族のつどいを開催し、認知症の本人同士の交流や家族同士の情報交換等を行う。	認知症カフェの実施 認知症の本人、家族の会の実施 毎月6回(市内6ヶ所) 毎月1回(市内1ヶ所)	介護保険課	
102	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	① ひとり暮らし高齢者との連絡・確認網の整備	○	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成、更新を実施した。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施した。	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成、更新。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施。	避難行動要支援者名簿登録者の確認 年1回以上	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成、更新。民生委員によるひとり暮らし高齢者への訪問・呼びかけ活動の実施。	避難行動要支援者名簿登録者の確認 年1回以上	福祉課	
103	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	② ボランティア活動や老人クラブ活動への参加促進	○	各種講座等による参加者に対し、ボランティア登録を推進した。また、老人クラブ会員の加入促進に繋がるよう、資料配布し取り組みの紹介を行った。令和3年度ボランティア登録者数 4,347人	友愛訪問や居場所づくり、奉仕活動について、新型コロナウイルス禍でも継続して行えるよう、資料の提供や環境整備などを行う。	理事会・役員会での呼びかけ 年1回以上	各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動啓発と登録者の増に繋げる。	講座案内 20名	福祉課(社会福祉協議会)	
104	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	③ 高齢者の学習機会の充実	○	全国老人クラブ大会において、オンラインと会場参加による活動紹介を行った。また、コロナ禍ではオンラインを活用して話し合いの場を持った。	老人クラブ会員向けの研修会の開催	研修会 年1回以上	コロナ禍での感染対策を踏まえた研修会の開催	研修会 年1回以上	福祉課(社会福祉協議会)	

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					No.	実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容		具体的目標値	
105	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	④ 子どもとの世代間交流の推進	○	新型コロナの感染拡大により、交流活動の規模縮小を余儀なくされたが、高齢者訪問や米作りなどの活動は継続して行った。また、登下校時の声かけ見守り活動は対策を取りながら継続して実施できた。	地区社協や老人クラブでの地域活動への参加	地域交流活動	24か所	従来の交流活動以外にも居場所づくり事業などによる世代間の交流の場を支援する。	活動相談 助成金交付	24か所	福祉課 (社会福祉協議会)
106	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑤ 社会全体で介護を支える体制づくりの推進	○	前年に引き続きコロナ禍での活動となったが、サロン研修等による意見交換の場や助成金による活動支援を行い、活動継続の一助となった。	新型コロナウイルス禍でも継続して行えるよう、様々な情報提供や相談、助成金による活動支援を行う	助成金交付	160団体	様々な理由により、活動継続が困難となったサロンが増加傾向にある。介護予防の観点からも無理なく続けられるよう相談や支援を実施する。	サロン研修 助成金交付	140団体	福祉課 (社会福祉協議会)
107	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑥ 高齢者の生きがい対策(シルバー人材センター事業の紹介)	○	コロナ禍により、予定していた講座全ての実施に至らなかったが、動画配信や少人数での参加など、今後の活動への動機づくりを行った。	高齢者を対象に、いきいき案内所講座の共催により、生きがい活動や地域での活動を推進するとともに地域の情報提供をする。	講座開設	20名	高齢者を対象に、いきいき案内所講座の共催により、生きがい活動や地域での活動を推進するとともに福祉セミナーの情報提供をする。	講座案内	20名	福祉課 (社会福祉協議会)
108	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑦ 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の充実	△	コロナ感染拡大により、市全体でのベタンク・GG大会等は中止となった。一方で、各町単位での大会は対策を取りながら概ね開催できた	老人クラブ主催スポーツ大会等の実施	スポーツ大会の開催	7回	コロナ禍での感染対策を踏まえたスポーツ大会等の開催	スポーツ大会の開催	7回	福祉課 (社会福祉協議会)
109	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑧ ひとり暮らし高齢者等への地域支え合い支援の周知	○	広報等での啓発や民生委員と協力して緊急情報キット設置することができた。また、見守り活動への取り組み支援を行った。	広報紙への掲載や民生委員児童委員協力による緊急情報キット設置に向けた啓発の実施。	年度当初での周知活動	1回	緊急キットの設置案内や見守り活動の支援と取り組み周知を行う。	広報及び定例会等での周知	2回	福祉課 (社会福祉協議会)
110	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑨ コミュニティバスの充実による移動手段の確保	○	バスロケーションシステムの導入を行い、スマートフォン等からバスの運行状況を確認できるようになった。	・コミュニティバスのデジタル化に取り組み、年齢を問わずバスを利用しやすい環境づくりを行う。	-	-	各公民館と連携し、高齢者を対象とした「コミュニティバス乗り方講座」を開催する。	講座開催数	3回/年	交通政策課
111	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑩ 三豊市地域包括支援センターの充実と利用促進	○	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるよう支援する。相談件数は延べ2,893件。	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるように支援する。	高齢者あんしん相談の実施 随時相談の実施	毎月7回 (市内7ヶ所) 随時対応	住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が継続できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が適切なサービスをコーディネートし、利用できるように支援する。	高齢者あんしん相談の実施 随時相談の実施	毎月7回 (市内7ヶ所) 随時対応	介護保険課
112	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(2) 高齢者への自立支援	⑪ 高齢者に優しい施設の設計について審査・指導(学校・保育所ほか)	○	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導実施件数:10件 西香川病院ウッドデッキ修繕工事 他	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導	10件	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導	10件	建築住宅課
113	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	① 地域活動支援センターなど自立支援事業の拡充	○	市内外の地域活動支援センターの相談員及び事業所と連携を取って、スムーズな支援に努めた。	地域で開催する自立支援協議会が中心となり関係機関と連携を図り支援を行う。	運営会議、 本会議で協議	毎月	地域で開催する自立支援協議会が中心となり関係機関と連携を図り支援を行う。	運営会議、 本会議で協議	毎月	福祉課
114	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	② 障がい福祉サービスの充実	○	令和2年8月に三豊市に障害福祉サービス事業所が1か所開設されました。新型コロナウイルス対策を実施しながら、利用者のニーズにこたえるべく福祉サービスの安定した提供に努めた。	障害福祉サービス事業所の充実を図ることにより、障害者が必要としているサービスを提供し安定した生活を確保する。	障害福祉サービス事業所の開設	1事業所	障害福祉サービス事業所の充実を図ることにより、障害者が必要としているサービスを提供し安定した生活を確保する。	障害福祉サービス事業所の開設	1事業所	福祉課
115	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	③ 地域生活支援事業の充実	○	障がい者の外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施した。	障がい者のニーズに答えられるよう外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施する。	日中一時支援事業の活性化を図る	要綱の改正	障がい者のニーズに答えられるよう外出時における移動支援、日常生活用具の給付、介護者の休息のための日中一時支援を委託により実施する。	日中一時支援事業の活性化を図る	毎月	福祉課
116	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	④ 障がい者への地域移行支援の充実	△	自立支援協議会、精神保健福祉部会の体制の再検討を行った。地域での課題の洗い出しを行うとともに地域移行地域定着支援の充実に向けて協議を行っている。	自立支援協議会、精神保健福祉部会が中心となり関係機関と連携し、病院訪問、普及啓発等を実施していく。	地域移行、地域定着支援	2名	自立支援協議会、精神保健福祉部会が中心となり地域の課題についての協議・解決、DVDの作成等を実施していく。	地域移行、地域定着支援	2名	福祉課
117	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑤ 福祉ボランティアによる支援体制の推進	○	ふくしセミナーを開催し、ボランティア参加への啓発を行った。また、小規模作業所等の方々と講座参加者との接点を持つよう取り組んだ。	福祉ボランティアのきつかけづくり的な講座を行うことでボランティア活動参加への動機づけと担い手確保を行う。	ふくしセミナー開催	市内7会場 140名(20名×7会場)	福祉ボランティアのきつかけづくり的な講座を行うことでボランティア活動参加への動機づけと担い手確保を行う。	ふくしセミナー開催	市内3会場 90名(30名×3会場)	福祉課 (社会福祉協議会)
118	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑥ 障がい者や介護者に対する分かりやすい情報提供の実施	△	広報誌の発行やホームページでの情報掲載を行った。社協ふくし相談についてはコロナ感染拡大で会場使用できず、中止となる期間が多かった。	年4回発行の広報誌に1回以上は掲載するとともに社協職員の地域出張相談会「社協ふくし相談」を実施する。	広報等掲載 ふくし相談	・年4回発行する広報誌に1回以上掲載 ・毎月開催	社協広報誌やホームページへの掲載と、職員等による相談機能を強化する。	広報等への掲載と相談体制の強化	年4回の広報誌発行、ホームページへの随時掲載	福祉課 (社会福祉協議会)
119	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑤ 「心のバリアフリー」の推進	○	手話啓発ポスターを500枚作成し関係機関に配布することにより、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑にとれるような環境の整備を進めた。	障害者が障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑にとれるような環境の整備を図る。	手話ハンドブックの作成	500部	障害者が障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑にとれるような環境の整備を図る。	手話ハンドブックの作成	300部	福祉課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値	
120	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(3) 障がい者への自立支援	⑥ 障がい者に優しい施設の設計について審査・指導(学校・保育所ほか)	○	障がい者に優しい施設の設計について審査・指導 実施件数:15件 総合体育館改修工事 他	障がい者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導 10件	障がい者に優しい施設の設計について審査・指導	審査・指導 10件	建築住宅課
121	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	① 子育てや就職に関する相談・情報提供機能の充実	◎	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金支給4件、高等職業訓練促進給付金支給5件の実績となった。これらの制度を活用することで、生活の負担軽減を図り、就職支援となる資格取得促進につなぐことができた。	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には、アンケートを実施し聞き取りを行う。	-	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には聞き取りを行い、相談内容に応じて関係機関へつなぐ。	-	子育て支援課
122	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	② 職業訓練や職場適応訓練の実施などの就業支援体制の充実	◎	児童扶養手当の窓口手続きや現況届出時において、個々のニーズを把握したり、相談を行った(年間相談件数:263件)。そのなかで、母子・父子自立支援プログラムの策定につながり、就業支援を行ったケースは5件となった。	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行う。	-	児童扶養手当の送付資料や広報掲載により、事業の周知に努める。随時相談があれば対応し、児童扶養手当の現況届の際には、聞き取りを行う。	-	子育て支援課
123	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	③ 子育て支援の充実	○	「ひとり親家庭子育て支援事業補助金」として、ファミサポ事業利用料の一部助成を行った。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	市独自の子育て支援として、「ひとり親家庭子育て支援事業」を継続的に実施する。ファミサポ事業の利用料金一部助成を継続。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	-	市独自の子育て支援として、「ひとり親家庭子育て支援事業」を継続的に実施する。ファミサポ事業の利用料金一部助成を継続。(援助活動の利用1時間あたり400円で1月25時間まで)	-	子育て支援課
124	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	④ 各種助成金・給付金事業等の周知	○	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、広報やホームページで広く周知することに努めた。住基の異動から対象者と推測される方には、勧奨通知を送付し、制度周知に努めた。	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、広報やホームページで広く周知することに努める。住基の異動から対象者と推測される方には、勧奨通知を送付する。	-	児童扶養手当や遺児年金事業などについては、広報やホームページで広く周知することに努める。住基の異動から対象者と推測される方には、勧奨通知を送付する。	-	子育て支援課
125	Ⅲ 自立の支援	7 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(4) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	⑤ 子どもの貧困に関する支援	○	子どもの貧困対策検討委員会を開催し、三豊市各部署の対策について情報共有を行うとともに、子ども居場所づくり事業について、委託先の三豊市社会福祉協議会より報告を行った。	今年度も貧困対策委員会を開催し、各課の取り組みをまとめ進捗状況を報告し、委員に理解を求め、今後の貧困対策における課題も話し合う。	-	今年度も貧困対策委員会を開催し、各課の取り組みをまとめ進捗状況を報告し、委員に理解を求め、今後の貧困対策における課題も話し合う。	-	子育て支援課
126	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	① 健康相談や健康教室等の相談窓口及び健康診査の充実	△	感染予防対策をしながら、各事業を実施した。新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点区域適応期間中は教室等を中止したため、当初計画していた回数には実施できなかった。 1.各地区健康相談 36回実施 2.生活習慣病予防教室 1回実施 3.脂肪とれとれ教室 5回実施	1.各地区で毎月1回、健康相談を実施し、生活習慣病の発症、重症化予防を含めた健康教育を行う。 2.健康教室の実施	1.各地区健康相談回数 12回 2.生活習慣病予防教室の実施回数 3回 3.脂肪とれとれ教室実施回数 10回	健康相談の実施・健康教育の実施	1.各地区健康相談 84回 2.CKD(慢性腎臓病)個別相談 10回 3.CKD予防講演会の開催 1回 4.生活習慣病予防教室 3回 5.脂肪とれとれ教室 12回	健康課
127	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	② 子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症等、女性特有の疾患の予防活動の充実	○	・休日の女性がん検診 3回実施 ・女性がん検診会場での託児 7回実施 ・子宮頸がん検診普及啓発ポスター掲示 市内17カ所 1回 ・NPO法人情報誌すくすく掲載 550個 ・普及啓発ポケットティッシュ配布 550個 ・女性の健康週間普及啓発 1回 ・広報みとよ3月号 ※イベントは中止	・女性がん検診を休日に実施する ・女性がん検診会場で託児を開設する ・子宮頸がん検診普及啓発ポスター掲示 ・成人式で子宮頸がん普及啓発チラシ入りポケットティッシュを配布する ・女性の健康に関する取り組み	・休日の検診回数 3回 ・託児実施回数 7回 ・ポスター掲示 17カ所 ・ポケットティッシュ配布数 500個 ・広報みとよ3月号掲載 1回 ・女性の健康週間イベント回数 4回	・女性がん検診の休日検診実施 ・女性がん検診会場での託児回数 ・歯と口の健康フェスタ、成人式での子宮頸がん検診普及啓発ポケットティッシュ配布 ・女性の健康に関する普及啓発	1.休日検診回数 3回 2.検診会場での託児回数 7回 3.ポケットティッシュ配布数 1,000個 4.広報みとよ3月号掲載 1回 5.女性の健康週間イベント 4回	健康課
128	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	③ 各種健康診査の内容の充実及び受診率の向上	△	令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、予約制で実施した。受診率は改善傾向にあるが、令和元年度並みの回復には至っていない。 1.特定健診受診率 38.2%(R4.3月末時点暫定値) 各がん検診受診率 胃がん:6.5%、肺がん:17.0%、大腸がん:15.9%、子宮頸がん:15.3%、乳がん:18.0% 2.普及啓発ポケットティッシュ配布 550個 3.子宮頸がん検診普及啓発ポスター掲示 市内17カ所 1回 NPO法人情報誌すくすく掲載 1回 スマホdeドック実施率 5.5% 4.女性がん検診会場での託児 7回実施	1.各種健康診査の受診率向上のため、ハカキ等で受診勧奨を行う 2.若年期の受診勧奨を目的に成人式で子宮頸がん検診啓発ティッシュの配布 3.女性がん検診受診勧奨のため、図書館、子育て支援センター等にポスター掲示 特定健康のプレ健診として、スマホdeドックを実施 4.女性のがん健診(集団検診時)に無料託児コーナーを設置し、子育て中の人でも受診しやすい環境を整備。	1.各種健診等受診率 令和元年度受診率 2.ポケットティッシュ配布数 500個 3.ポスター掲示 スマホdeドック受診率 17カ所 15% 4.実施回数 1回	1.AIを活用した特定健診未受診者勧奨 2.各がん検診受診再勧奨通知 3.若年健康診査の普及啓発 4.栗島での検診の実施	1.受診勧奨通知 2回 特定健診受診率 60% 2.再勧奨通知 1回以上 各がん検診受診率 50% 3.ホームページ掲載 1回 4.健康診査 1回 がん検診 1回	健康課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
129	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	④ 薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知	○	・世界禁煙デーにあわせてたばこによる健康被害について広報に掲載(5月号) ・世界禁煙デー、受動喫煙に関するポスターを本庁、各支所、保健センター等に掲示 ・アルコールとの適正量について広報に掲載(12月)	・世界禁煙デーにあわせて、受動喫煙対策、たばこによる健康被害についてHPや広報、ポスター掲示にて周知 ・アルコールとの適正量について広報に掲載	広報に掲載 HP更新	1回 1回以上	・世界禁煙デー・禁煙週間にあわせて、受動喫煙対策、たばこによる健康被害についてHPや広報、ポスター掲示にて周知 ・アルコールとの適正量について広報に掲載	広報に掲載 HP更新	1回 1回以上	健康課
130	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	⑤ スポーツ教室・レクリエーション等の普及啓発	○	スポーツ推進委員42名中、16名(38%)が女性委員であり、各種行事に参加している。また、役員にも女性委員3名が就いている(副委員長2名、理事1名)。 ※R4.3.31現在	女性委員及び役員の増加を図るとともに、会合や行事・研修への積極的な参加を推進する。	-	-	女性委員及び役員の増加を図るとともに、会合や行事・研修への積極的な参加を推進する。	-	-	スポーツ振興課
131	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	⑥ 男女が参加できるマタニティ教室の開催	○	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け1回は中止する。年間4回(5・7・11・12月)の開催で43組の夫婦へ赤ちゃんを迎える準備について伝える。個別対応が必要な夫婦へは個別に実施した。	年間5回の開催で60組の夫婦へ赤ちゃんを迎える準備について伝える。必要時は個別に両親学級を実施。	5回/年	-	赤ちゃんのお世話など実習が主な教室(パパママ教室)は、4回/年、48組を予定。新たに夫婦のパートナーシップづくりを目的の集いを3回/年開催予定。	パパママ教室 パートナーシップづくり	4回/年 3回/年	子育て支援課
132	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	⑦ 周産期医療・母子保健医療の充実	○	個別医療機関に委託し、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診・乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査、2歳児歯科健診、各種予防接種を行う。直営で乳幼児集団健康診査・各種健康教室・保健育児相談を行った。コロナウイルス感染拡大の影響を受け、集団検診・相談を7回延期したが対象者には全員実施でき受診率は下がっていない。	個別医療機関に委託し、妊産婦健康診査・妊婦歯科健診・乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査、2歳児歯科健診、各種予防接種を行う。直営で乳幼児集団健康診査・各種健康教室・保健育児相談を実施する。	-	-	委託事業については例年通り依頼。直営事業については感染防止策を徹底し、感染拡大の状況においても安全に継続実施。	-	-	子育て支援課
133	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	⑧ 県が実施する心の健康相談日の周知	○	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報掲載	毎月	広報みとよ、防災行政無線により周知。(毎月周知)	広報掲載	毎月	福祉課
134	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(1) ライフステージにあった男女の健康支援	⑨ メンタルヘルスに対する相談体制の整備	△	保健師2名と社会福祉士2名の体制で、随時TEL、来所、訪問など個々にあったメンタル支援を実施している。定例のこころの相談会はコロナの影響で年24回のうち6回中止。	保健師2名と社会福祉士1名の体制で、随時の電話応対や訪問相談など個々にあった支援でメンタル面の支援を実施。	心の相談の実施	毎月2回	保健師2名と社会福祉士2名の体制で、随時の電話応対や訪問相談など個々にあった支援でメンタル面の支援を実施。	心の相談の実施	毎月1回	福祉課
135	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	① 妊娠・出産等に関する正しい認識の啓発	◎	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行った。(286件) また、転入妊婦に対しても保健指導を行った(24件) 妊娠届出時にパートナーが同席した際にはパートナーへも保健指導を行った。(33件)	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行う。妊娠届出時から支援が必要な妊婦とパートナーには個別に支援。	妊娠届出時の保健指導 父親にも支援するケース	320件 10件	母子手帳発行時に保健師が全数の妊婦に保健指導を行う。妊娠届出時から支援が必要な妊婦とパートナーには個別に支援。	妊娠届出時の保健指導 父親にも保健指導するケース	310件 30件	子育て支援課
136	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	② 女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発	○	乳幼児全戸訪問時の全ての産婦へ受胎調節について説明を行った。(341件) コロナ禍で訪問を拒否したケースは1件あった。	乳幼児全戸訪問時に全ての産婦へ受胎調節について説明を行う。	受胎調節について説明する産婦	330件	乳幼児全戸訪問時に全ての産婦へ受胎調節について説明を行う。(R3度の妊娠届け出数・転入併せて303件で毎年減少しているためそれに伴い出生数も減少が考えられる)	受胎調節について説明する産婦	300件	子育て支援課
137	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	③ 不妊治療に対する相談体制の整備	○	相談機関のPR、事業の周知のための広報・HPに事業内容を掲載するなど周知活動を行った	相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。	-	-	相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。	-	-	子育て支援課
138	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	④ 家庭での性指導や思春期の教育に関する保護者への教育・相談の充実	○	授業と連携した学校だよりの発行やSC、SSW等による教育相談を実施した。	学校での取り組みの学校だよりの発行。養護教諭、SC、SSWによる相談活動や関係機関の紹介。	学校だよりの掲載	年間2回以上	学校での取り組みの学校だよりの発行。養護教諭、SC、SSWによる相談活動や関係機関の紹介。	学校だよりの掲載	年間2回以上	学校教育課
139	Ⅲ 自立の支援	8 生涯にわたる健康の支援	(2) 性と生殖に関する健康と権利の確立	⑤ 「生命と性」に関する教育の推進	○	養護教諭や担任、県の事業の活用により派遣された看護師や助産師、救命救急士等による「生命と性」に関する教育を実施した。	医師や助産師等の特別講師を招いた講演会や養護教諭による保健の授業の実施。	講演会または授業	年間1回以上	「生命と性」に携わる職に就く特別講師を招いた講演会や養護教諭による保健の授業の実施。	講演会または授業	年間1回以上	学校教育課
140	Ⅳ 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(1) 男女の人権尊重に関する啓発活動の推進	① 広報・啓発活動の推進	×	新型コロナウイルスの感染拡大により、講演会は中止した。	人権・同和問題講演会の実施。	講演会参加者数	600人	新型コロナウイルス感染防止対策を取り、人権・同和問題講演会の実施。	講演会参加者数	300人	人権課
141	Ⅳ 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	① 市の刊行物における女性の人権を侵害する表現の排除	○	女性に対する偏向的な内容になっていないか、全庁をとおして男女共同参画の視点に立った表現を意識づけした。	引き続き、女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	随時	-	引き続き、女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	随時	-	全庁各課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標			令和4年度の取組内容・事業目標			担当課
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
142	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	② 学校・家庭・地域社会が連携した性に関する有害環境浄化活動の推進	○	令和3年度は2621個の回収状況である。毎月、地区別に回収し、処分を続けている。	旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	有害物回収	月1回	旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	有害物回収	月1回	少年育成センター
143	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進	○	ホームページ・広報紙などの掲載内容については、男女の役割分担意識を平等に表現できているか、男女共同参画の視点で、原稿から校正まで課内の編集会議でチェックしている。	掲載内容については、随時チェックを実施する。	-	-	掲載内容については、随時チェックを実施する。	-	-	秘書課
144	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(3) インターネット等における男女の人権尊重	① メディアを正しく読みとるための情報教育の充実	○	児童・生徒を対象とし、外部機関による講演会や授業を実施した。	メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や、講演会・研修会の実施	講演会または授業	年間1回以上	メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や、講演会・研修会の実施	講演会または授業	年間1回以上	学校教育課
145	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(3) インターネット等における男女の人権尊重	② インターネット等における男女の人権尊重の普及・啓発	○	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。国・県等の情報をホームページで周知する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	差別書き込みの監視回数 ホームページ更新	月2回以上 年1回以上	自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	差別書き込みの監視回数	月2回以上	人権課
146	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	① 国際交流活動の促進・国際理解活動への協力	×	コロナ禍により未実施	季節のイベント等を通じた交流会を実施し、互いの文化を理解し、国際感覚を養う。	交流会	3回	秘書課へ事務移管 → 季節のイベント等を通じた交流会を実施。互いの文化を理解し、国際感覚を養う。	交流会	3回	産業政策課 →(R4～)秘書課
147	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	② 海外派遣事業についての情報収集、提供	△	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海外派遣事業を実施することができなかった。オンライン等を活用し、数校が海外との交流活動を行った。	オンライン等を活用した海外との交流活動の実施。	授業または課外活動	年1回以上	オンライン等を活用した海外との交流活動の実施。	授業または課外活動	年1回以上	学校教育課
148	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	③ 外国人向け文化体験講座の開催	×	コロナ禍により未実施	文化体験講座の開催	講座	10回	秘書課へ事務移管 → 文化体験講座の開催	講座	1回以上	産業政策課 →(R4～)秘書課
149	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(4) 国際理解と国際交流の推進	④ 外国人に対する相談窓口の周知(人権関係)	○	外国人に対する相談窓口を市HP上で周知した。	相談窓口を周知する。	情報発信	1回以上	秘書課へ事務移管 → 相談窓口を周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課 →(R4～)秘書課
150	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	① 庁舎内における理解の推進	○	新型コロナウイルスの感染拡大により、研修会・座談会は実施できなかった。ファミリーシップ宣誓制度の施行日にあわせて、LGBTの象徴とされるレインボーフラッグを掲揚し、庁内に情報共有した。庁内掲示板を利用し、定期的に情報発信を行った。	当事者団体を交えた研修会・座談会の実施	研修等実施回数	2回	当事者団体を交えた研修会・座談会の実施	研修等実施回数	1回以上	人権課
151	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	② LGBTへの理解促進	○	新型コロナウイルスの感染拡大により、講演会は実施できなかった。LGBTの象徴とされるレインボーフラッグについて、広報1月号に掲載した。高校生アンケート実施の際、設問にLGBTの解説を付け、理解促進を促した。	LGBT啓発講演会の実施。	講演会実施回数	1回	LGBT啓発講演会の実施。 性的マイノリティに関する情報提供。	講演会実施回数 広報、HP掲載	1回 1回以上	人権課
152	IV 人権の尊重	9 男女の人権が尊重される社会の実現	(5) 性の多様性への理解の促進	③ パートナーシップにおける性の多様性への理解促進	○	2022年1月より施行されたファミリーシップ宣誓制度周知ポスターを作成し、全自治会他各施設等に配布した。(約1400枚)	性的マイノリティへの理解促進のためのポスターを作成。	ポスター配布数	1000枚以上	性的マイノリティへの理解促進のためのポスターを作成。	ポスター配布数	1000枚以上	人権課
153	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	① 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知	◎	広報みとよ11月号にて内容の周知、各施設に女性に対する暴力をなくす運動期間のポスター、チラシの配布を行った。子育て支援課主催の「児童虐待防止街頭啓発キャンペーン」(R3.11.6(土)実施)と共同で「女性に対する暴力をなくす運動」のチラシ等をゆめタウン三豊で配布し、啓発を行った。	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)の概要、相談窓口について周知する。 子育て支援課と共同でキャンペーンを実施する。	広報掲載 実施回数	11月号に掲載 1回	人権課
154	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	① 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知	○	女性センター等のDV関連リーフレットを窓口を設置し、周知・啓発に努めた。外国籍の対象者へ向けて多言語のリーフレットも設置した。	女性センターDV関連リーフレットを窓口を設置し、周知する。	リーフレット・カード配布数・	窓口用100枚	女性センターDV関連リーフレットを窓口を設置し、周知する。	リーフレット・カード配布数・	窓口用100枚	子育て支援課
155	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	② 被害者からの相談体制の周知	○	広報みとよ6月、11月号に掲載、ホームページで国や県、市の相談窓口の周知を行った。	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)の概要、相談窓口について周知する。	広報掲載	11月号に1回掲載	人権課
156	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	③ 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進	○	性に対する適切な態度や行動を育成するために、保健体育や道徳の授業を実施した。	保健体育や道徳の授業を通じた性に対する適切な態度や行動の育成。関係機関と連携した啓発活動の実施。	授業及び啓発活動	年間1回以上	保健体育科や道徳科、学活等の授業を通じた性に対する適切な態度や行動の育成。関係機関と連携した啓発活動の実施。	授業及び啓発活動	年間1回以上	学校教育課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
157	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	③ 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進	○	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、デートDVや相談窓口をホームページ等に掲載。	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、デートDVや相談窓口をHP等に掲載。市内施設に県主催のDV予防啓発講演会を周知し、意識啓発を図る。	HP掲載	11月に1回更新	若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をHP等に掲載し、意識啓発を図る。	広報、HPIに掲載	4月号に掲載HP更新1回	人権課
158	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない認識と環境づくり	④ 人権110番など電話相談の普及・啓発	○	「女性の人権ホットライン」強化週間、相談窓口一覧について、広報みとよ6月号、11月号及びHPで周知した。	こどもの人権110番、女性の人権強化週間ホットライン等について、広報誌等で周知する。	広報みとよ掲載回数	2回以上	「女性の人権ホットライン」強化週間、「こどもの人権110番」等について、広報誌、HP等で周知する。	広報、HPIに掲載	2回以上	人権課
159	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	① 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実	△	相談窓口の一覧が掲載されている「第3次三豊市男女共同参画プラン」のチラシを窓口を設置及び、広報やホームページにて広く周知。	相談窓口の一覧のリーフレット配布、広報やホームページにて広く周知する。	「第3次三豊市男女共同参画プラン」のチラシ等配布数	1000枚	相談窓口について、広報やホームページにて広く周知する。	広報、HPIに掲載	11月号に掲載HP更新1回	人権課
160	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	① 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実	○	連絡、相談を受ける窓口として三豊市相談相談ダイヤルを設け、関係機関と連携を図りながら、ケースに応じた対応・支援を行った。	関係機関との連携により、ケースに応じた迅速で適切な対応を図る。	-	-	関係機関との連携により、ケースに応じた迅速で適切な対応を図る。	-	-	子育て支援課
161	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	② 被害者からの相談体制の整備	○	三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、本人の意向を確認しながら、継続的な支援・対応を行った。	三豊市相談ダイヤルでの電話相談体制を継続。ケースにより関係機関と連携を図りながら、適時適切な対応・支援を実施する。	-	-	三豊市相談ダイヤルでの電話相談体制を継続。ケースにより関係機関と連携を図りながら、適時適切な対応・支援を実施する。	-	-	子育て支援課
162	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	③ 男性被害者への支援の充実	○	相談による助言等の支援を実施している。配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす香川県子ども・女性相談センターでの実際の援助や支援につながるよう連携を図り対応している。(相談対応0件)	配偶者暴力相談センターでの実際の援助や支援につながるよう、香川県子ども・女性相談センターとの連携を図る。	-	-	配偶者暴力相談センターでの実際の援助や支援につながるよう、香川県子ども・女性相談センターとの連携を図る。	-	-	子育て支援課
163	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	④ 早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進	○	DV防止法に規定されている通報に関する規定について、ホームページにて周知。	通報義務の規定の詳細について、広報等を使って市民に周知する。	HP掲載	11月に1回更新	通報義務の規定の詳細について、広報等を使って市民に周知する。	広報、HPIに掲載	11月号に掲載HP更新1回	人権課
164	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(2) DV(配偶者等暴力)への対策	④ 早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進	○	11月に人権課と一緒にゆめタウン三豊において街頭キャンペーンを行い、チラシ、カードやグッズ配布により広く市民に啓発を行った。本庁舎女子トイレにDV相談電話カードを設置し、相談窓口の周知を行った。	イベントや街頭キャンペーン時に、リーフレットやカードを配布し、広く市民に啓発を行う。	カード設置箇所	5か所以上増設	イベントや街頭キャンペーン時に、リーフレットやカードを配布し、広く市民に啓発を行う。	カード設置箇所	5か所以上増設	子育て支援課
165	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	① 市職員のハラスメント等に関する研修の実施	○	ハラスメントの防止について、保育所幼稚園を含めた管理監督者を対象にした研修(R3.7.7、R3.7.8に実施)、保育所・幼稚園・調理員を対象とした研修(R3.8.3、R3.8.4に実施)を行い、ハラスメントについて正しい知識を身につけることを目的に研修を行った。	あらゆるハラスメントに対する認識を深め、防止と対策を図るため研修を行う。	ハラスメント研修	2回程度	各種ハラスメントに対する認識を深め、防止と対策を図るため研修を行う。	ハラスメント研修	2回程度	人事課
166	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	② ハラスメント防止に向けた広報・啓発	○	広報みとよ9月号にハラスメント対策等についての記事を掲載した。	多様なハラスメントについて広報誌に掲載する。	広報掲載	1回以上	多様なハラスメントについて広報誌、ホームページに掲載する。	広報、HPIに掲載	1回以上	人権課
167	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(3) セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	③ 市内企業へハラスメントを禁止する規定整備の促進	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	県や国からの情報を積極的に周知する。	情報発信	1回以上	国、県等からの情報を市HP上で積極的に周知する。	情報発信	1回以上	産業政策課
168	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	① 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	○	高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って実施。(虐待に関する相談 延べ108件) 対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携し迅速に対応した。	高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。また、対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携しながら対応する。	高齢者虐待に係る報告書作成	毎月	高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。また、対応困難事例は香川県高齢者虐待対応チームと連携しながら対応する。	高齢者虐待に係る報告書作成	毎月	介護保険課
169	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	① 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	○	障害者虐待推進会議を年4回実施し、専門職による対応状況の共有、課題の洗い出し、今後の対応方針について協議を行い、それに基づいた対応を行った。	平成25年6月、三豊市障害者虐待防止・対応マニュアルを策定した。周知方法や周知時期については慎重に検討している。	福祉課で障害者虐待推進会議の実施	年4回	障害者虐待防止・対応マニュアルに沿って迅速かつ適切に障害者虐待事案について対応する。対応困難事例は香川県虐待対応チームと連携し適切に対応する。	福祉課で障害者虐待推進会議の実施	年4回	福祉課
170	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	① 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動	○	児童対策協議会(実務者会議年3回・ケース会議年38回開催)において、要保護児童への支援や対応について協議を行った。住民や関係機関からの通報や情報提供を基に、キャンペーン活動等を行い、早期発見・早期対応に努めた。	児童対策協議会を中心として、要保護児童及び家庭へ適切な支援を行っていく。また、住民や関係機関からの情報提供をもとに、虐待の早期発見、早期対応に努め、安全確保を優先した迅速な対応を行う。	-	-	児童対策協議会を中心として、要保護児童及び家庭へ適切な支援を行っていく。また、住民や関係機関からの情報提供をもとに、虐待の早期発見、早期対応に努め、安全確保を優先した迅速な対応を行う。	-	-	子育て支援課

No.	基本目標	基本的施策	具体的施策	事業	令和3年度の達成状況		令和3年度の取組内容・事業目標		令和4年度の取組内容・事業目標		担当課		
					実施状況(4段階)	取組内容	取組内容	具体的目標値	取組内容	具体的目標値			
171	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	② 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	○	介護支援専門員研修会にて虐待防止や早期対応に関する勉強会、普及啓発を行った。地域ケア推進会議を1回実施(書面議決)、地域ケア個別会議を2回開催し、処遇困難事例について協議した。成年後見制度利用促進審議会を1回実施(書面議決)。	介護サービス事業者協議会、介護支援専門員研修会等で虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発を行う。地域ケア推進会議を1回、随時個別会議を開催する。	虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発地域ケア推進会議 地域ケア個別会議	年1回 年1回 随時	介護支援専門員研修会等で虐待予防や早期対応の勉強会、普及啓発を行う。地域ケア推進会議、地域ケア個別会議、成年後見制度利用促進審議会を開催する。	・虐待予防や早期対応の勉強会や普及啓発 ・地域ケア推進会議 ・地域ケア個別会議 ・成年後見制度利用促進審議会	年1回 年1回 随時 年1回	介護保険課
172	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	② 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	×	日々の障害者虐待対応については、相談支援事業所や県、警察等の関係機関と連携をとって対応にあたった。障害者虐待事例検討会の実施は、開催の計画までしたものの新型コロナウイルス蔓延防止等重点措置の時期と被ったため中止とした。	相談支援事業所、香川県障害福祉相談所、三豊警察署等の関係機関との連絡を密にし、虐待の予防と早期対応に努めている。	障害者虐待事例検討会の実施	年1回	相談支援事業所、香川県障害福祉相談所、三豊警察署等の関係機関との連絡を密にし、虐待の予防と早期対応に努めている。地域の虐待対応能力向上のため、弁護士等の専門職を呼んで障害者虐待事例検討会を開催している。	障害者虐待事例検討会の実施	年1回	福祉課
173	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	② 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化	◎	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは、協定を締結し、相互連携の強化を図った。	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と相互に連携がとれる体制づくりを強化していく。	情報共有	随時	児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と相互に連携がとれる体制づくりを強化していく。	情報共有	随時	子育て支援課
174	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③ 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	三豊市と三豊警察署で、令和2年5月8日に「虐待事案対応の連携強化に関する協定」を結び、連携の強化を図った。三豊市成年後見制度利用促進基本計画に沿って、制度を必要とする人が制度を利用できるように専門職との連携を強化した。また、認知症、知的障害、精神障害等により自らの権利を擁護することが困難となっている人の権利を社会的に擁護し、支援を受けることができるよう制度利用の促進に向けて体制を整備した。ホームページに掲載したり、毎月の広報に虐待に関する相談日を掲載した。	・ホームページ、パンフレット等で知識の普及啓発を行う。 ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画に沿って、制度を必要とする人が制度を利用できるように専門職との連携を強化する。	ホームページ、広報に虐待防止に向けた啓発内容を掲載	ホームページ掲載 7月広報掲載	・ホームページ、パンフレット等で知識の普及啓発を行う。 ・三豊市成年後見制度利用促進基本計画に沿って、制度を必要とする人が制度を利用できるように専門職との連携を強化する。	・ホームページ、広報に虐待防止に向けた啓発内容を掲載 ・専門職との連携を強化する	ホームページ掲載 毎月相談日を広報に掲載 随時	介護保険課
175	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③ 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	広報みとよ12月号に障害者虐待防止に関する普及啓発の記事を掲載し、市民に広く周知を行った。	広報みとよ、メール配信、防災無線、ホームページで啓発。	広報に掲載(障害者週間)	12月号	広報みとよ、メール配信、三豊市公式ウェブサイトで普及啓発を行う。	広報に掲載(障害者週間)	12月号	福祉課
176	IV 人権の尊重	10 あらゆる暴力の根絶	(4) 児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策	③ 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	○	イベントや街頭キャンペーン時(11月開催)に、リーフレットや啓発資料を配布するなど、啓発活動を実施した。	イベントや街頭キャンペーン時(11月開催)にリーフレットや啓発資料を配布する。また広報やHPにより広く啓発を行う。	広報、HPへの掲載	2回以上	イベントや街頭キャンペーン時(11月開催)にリーフレットや啓発資料を配布する。また広報やHPにより広く啓発を行う。	広報、HPへの掲載	2回以上	子育て支援課